

青葉台地区まちづくりルールチェックシート

地区まちづくりルール	配慮した具体的な内容 (開発事業者が記入して下さい。)	※審査欄
第5条（区画の分割の制限）		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、現在の敷地や区画を分割しないよう努める。ただし、住環境の維持又は向上が認められる場合においては、この限りでない。		
第6条（交通安全対策〔門扉等の構造〕）		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、門扉及びガレージ扉の開放時においては、道路内に突き出さない構造となるよう努める。		
第7条（防災対策〔擁壁からのはね出し等の制限〕）		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、敷地内の石積擁壁の上から構造物をはね出して築造しないよう努める。ただし、建築物と一体であるなど構造上の安全性が確保できる場合においては、この限りでない。		
第8条（防災対策〔雨水排水の適切な処理〕）		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、道路側溝や敷地間の排水路等の整備や維持など、雨水排水処理を適切に行うよう努める。		
第9条（防犯対策〔門灯等の設置と夜間の照明〕）		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、道路に面して門灯や庭園灯を設置し、夜間の照明に努める。		

備考

- 1 青葉台地区まちづくりルール対象区域内のすべての開発事業は、開発構想届にこのチェックシートを添付してください。
- 2 配慮した具体的な内容欄は、地区まちづくりルールに配慮した内容を、具体的に開発事業者が記入してください。
- 3 開発構想届に添付する配置図又は土地利用計画図等には、配慮した具体的な内容を記入してください。
- 4 ※審査欄は、記入しないでください。